

自主防災組織 防災訓練マニュアル



令和4年8月

伊達市
防災危機管理課

目 次

1. 防災訓練の目的	2
2. 訓練の方針	2
3. 訓練実施のポイント	4
4. 防災訓練の種類	5
(1) 地震発生時の対応訓練	5
(2) 初期消火訓練	6
(3) 情報収集・伝達訓練	7
(4) 避難訓練	9
(5) 救出・救護訓練	10
(6) 避難所運営訓練	11
(7) 給食・給水訓練(炊き出し訓練)	12
(8) 災害図上訓練[DIG(ディグ)]	13
5. 協働による自主防災組織の活性化	14
6. 事故防止にあたっての留意事項	14
7. 補助金制度	15
8. 消防団防災学習車両・積載装備品等貸出	15
9. 防火防災訓練災害補償等共済制度	15

1. 防災訓練の目的

大規模な災害が発生したときは、人的被害、家屋や道路などの被害のほか、電気、水道、ガス、電話などが使用できなくなるなどのライフラインの被害も予想されます。そのような状況下でも落ち着いて行動できるよう、日頃から十分に訓練を重ねておくことが必要です。

防災に関する知識だけでは、いざというときに行動できない場合がありますので、自主防災組織として定期的に防災訓練を行い、より多くの人の参加を呼びかけ、地区の防災力を高めることを目指しましょう。



2. 訓練の方針

自主防災組織における日常の活動としては、災害時に効果的な活動ができるよう、訓練、備蓄等の必要な災害への備えを行うこと、そして、住民が防災に関する正しい知識を共有し、各家庭における備えや自主防災組織の活動への積極的な参加を促すことが重要です。

訓練の実施にあたっては、「日常の活動がいざというときに役立つ」という実効性を持たせるため、防災をはじめとする地区の安心・安全な暮らしを守るための活動を、自分たちの日常生活の中にどのように組み込むのかを念頭に置きながら訓練を計画し、継続的に取り組むことが望まれます。

また、訓練では事故防止に努め、高齢者、障がい者、妊産婦等の要配慮者、特に避難行動要支援者に配慮した効果的な訓練を心掛けましょう。

さらに、訓練が終了したら、参加者からの意見聴取なども行い、一層効果的な訓練になるよう改善策を検討し、中・長期的な訓練計画を立てるようにしましょう。

《訓練のねらい》

地域を知る

自分たちの暮らしている地域を知っておくことは、防災活動上大切なことです。

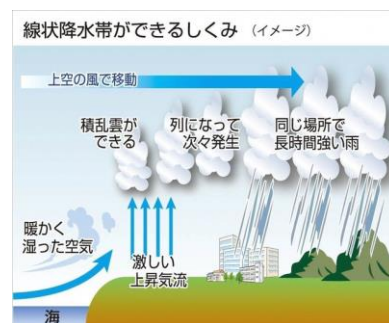
防災の視点で地域を見回り、急傾斜地、アンダーパス、ブロック塀の倒壊、屋外看板・ガラスの落下などの危険と思われる場所や、コンビニエンスストアや公衆電話などの災害発生時に役立つ施設、避難所や避難場所の位置などを把握しておきます。

特に避難経路や避難場所については、複数選定しておき、状況に応じて最も安全な選択できるように正しい判断につなげます。



災害を知る

地震・風水害などの災害について、発生のメカニズムの知識を習得するとともに、過去の災害事例についても知り、地域の問題点を検討するきっかけを作ります。



人を知る

地域にどのような人が、どの時間帯に生活して、災害発生時に防災活動や避難支援活動がどの程度可能なのかを知っておくことが大切です。特に支援が必要な人（避難行動要支援者）は、個別避難計画をあらかじめ作成しておくとともに、防災訓練で実際の動きを確認しておきましょう。

《避難行動要支援者》

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を「要配慮者」と定義され、このうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特別に支援を要する者とされています。

（災害対策基本法第8条・第49条）



知識・技能を身につける

防災訓練や講習会などには積極的に参加し、住民一人ひとりが防災についての正しい知識と防災資機材などの操作に関する技能を身につけましょう。



3. 訓練実施のポイント

- (1) 訓練実施計画をたて計画的な訓練の実施を！
決められた時間内で効果的な訓練をするためには、その訓練の目的や実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作ることが有効です。



- (2) 関係機関との調整を！
訓練の実実施計画ができれば、事前に防災関係機関に内容を検討してもらい、協力を依頼するとともに、伊達地方消防組合に早めに届け出るようにしましょう。届け出ることで、負傷者が発生した場合に後述する防火防災訓練災害補償等共済制度に基づく共済金の支払いを受けられるようになります。
- (3) 地区の特性に応じた訓練を！
地区によって、水害の危険性が高かったり、土砂災害の危険性が高かったりと災害の危険性は異なります。防災訓練は地区の特性を考慮した内容で行うとよいでしょう。
- (4) 訓練実施日の周知徹底を！
訓練日時は、回覧板、ポスター、チラシなどを利用して、全ての住民にお知らせし、多くの参加を呼びかけましょう。
- (5) 訓練内容の工夫と楽しめる訓練を！
防災訓練は、防災知識を広める機会であるとともに、自主防災組織の活動や各種資機材の操作方法を住民に理解してもらうための大切な機会です。様々な年代の人が参加できるように工夫したり、毎回テーマを絞って、訓練に変化をつけましょう。
また、住民が少しでも参加しやすいように、防災運動会（担架搬送競走、バケツリレー競走など）、防災クイズを組み込むなどイベント的な要素を取り入れることも大切です。
- (6) 訓練記録を残しましょう！
住民の方に訓練開催をお知らせした案内文や、訓練風景の写真など活動記録を残すと、今後の活動へ役立ちます。また、訓練後には反省点を話し合い、その記録を残すことで次回の訓練をよりよいものとすることができます。

4. 防災訓練の種類

防災訓練には様々な訓練がありますが、ここでは代表的な訓練を紹介いたしますので、地区の実情にあわせて、まずは取り組みやすいものから初めてみましょう。

(1) 地震発生時の対応訓練

自分や家族の安全を確保するためには、地震が発生しても慌てず行動できるかがポイントになります。いざというときに慌てないように地震発生時の基本的な行動パターンをしっかりと覚えておきましょう。

<揺れを感じたら>

- ① 家の中にいる場合はテーブル等の丈夫な家具の下に伏せて、まず身の安全を第一に行動しましょう
 - ② 火の始末は揺れが収まってから行いましょう
 - ③ 玄関などの扉を開けて逃げ道を確保しましょう
- ※ 緊急地震速報が、テレビ、ラジオ、エリアメール・緊急速報メール等を通じて、揺れより先に出たら、直ちに身の安全を確保しましょう。

起震車による地震体験訓練

阪神・淡路大震災、東日本大震災など、プログラムされた過去の大地震「最大震度7」の揺れを体感してみましょう。（※操作は消防職員で行います。）



【申請】

毎年2月上旬までに翌年度の借用申請を行う必要があります。

また、必ず借用できるとは限りません。

（起震車：福島県消防学校）

シェイクアウト訓練

指定された日時に、地震から身を守るための3つの安全行動（①姿勢を低く、②頭を守って、③揺れが収まるまでじっとする）を各人がいる場所（自宅、外出先等）で約1分間行うというものです。



県や市で行う際に参加してください。
【シェイクアウト参加の4段階】

①事前登録

※日本シェイクアウト提唱会議のウェブサイトからも登録可

②事前学習

③訓練開始（当日）

④ふりかえり

(2) 初期消火訓練

大規模災害時に最も被害を拡大させるものの一つが火災です。

火災の拡大を防ぐためには、初期消火が欠かせません。消火器、バケツなどの消火用資機材の使用方法や消火技術を習得しましょう。

消火器での訓練

水消火器による消火訓練を実施する場合は、後述する「8. 消防団防災学習車両・積載装備品等貸出」により消防署から訓練用水消火器などを借りて実施します。

粉末消火器による消火訓練を実施する場合は、消火器、オイルパン、点火棒、廃油などの資機材を自主防災組織で準備します。

<消火器の使い方>

- ① 黄色い 安全ピンを 上に引きぬく
- ② ホースを外し、ノズルを火元に向ける
- ③ レバーを強く握って放射する



- ※ 火元をねらって、手前からほうきで掃くように放射します。
- ※ 屋外では風の影響を考慮して風上から放射します。
- ※ 消火器が重いときは、消火器を置いたままレバーを握って放射します。

バケツリレーでの訓練

- ① 水槽から消火目標の2～3m手前まで、約1m間隔で1列に並び
- ② バケツの取っ手の上部を両手で持つ人と、下部を両手で持つ人で交互に並び、ぶつからないようにして手渡す
- ③ 消火目標に風上から近寄り、目標から2～3mの安全距離をとって火の勢いを抑えるようにねらって水をかける

- ※ バケツに入れる水の量は、重さやこぼれることを考えて5～6割程度にします。



煙体験訓練

火災のときに発生する煙の怖さや煙の特性について学び、避難するときの体制などの知識を習得しましょう。

- ① 訓練用の煙を充満させた煙体験テントの中に入り、煙中を移動します。
- ② タオルなどで鼻と口を覆い、姿勢を低くしながら壁伝いに進みます。



(3) 情報収集・伝達訓練

災害発生時は、電話などの通信手段が途絶えたり、つながりにくくなり、必要な情報を収集・伝達することが困難になります。不確かな情報やデマにより住民がパニック状態に陥ると、更なる被害拡大につながることも考えられますので、日頃から情報を正しく迅速に収集・伝達する方法を訓練しておきましょう。

情報収集訓練

地区内の避難状況、災害に伴う被害状況（死傷者、建物、交通等の破損程度など）、火災発生状況、生活情報等を収集し、正確・迅速に自主防災組織の会長に報告するとともに、市役所に報告する手順を訓練しましょう。

- ① 自主防災組織で災害対策本部を設置することが効果的です
- ② 情報班は、市役所などの防災関係機関からの情報や指示事項を、防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ、防災アプリ・メールなどから収集し、ホワイトボードなどに記載し情報を共有します
- ③ 情報班は、避難の際に得た、要救助者、建物、道路などの被災状況を収集し、地図等に集約します
- ④ 情報班は、「いつ、何が、どこで、どうして、どのように」になっているのかをまとめます
- ⑤ 情報班長は、この情報を記録、整理して自主防災組織の会長や市役所に報告します（口頭だけでの伝達は避け、文章で残しておきます）

※ 詳しく状況が分からない場合、第1報では概要のみを速やかに報告し、第2報以降に確認した情報を伝達するなど時機に適した報告が大切です。

※ 災害時には、デマや噂が流れがちになるので、入手した情報は、情報源を必ず確認し、できるだけ事実を確認しましょう。この際、個人情報の場合は、外部へ漏らさないよう慎重に扱います。

※ 市役所等に報告する場合は報告担当者を決めておき、互いに矛盾する報告がないようチェックする体制をつくりましょう。

※ 「異常なし」も重要な情報なので、定期的に報告しましょう。

※ 地区内の被害状況などの情報収集に当たっては、暴風雨や夜間など身の安全が確保できない場合は行なうことはありません。



情報伝達訓練

市役所等の防災関係機関からの情報や指示事項、ラジオやテレビ等から得た情報を正確・迅速に住民に伝達する手順を訓練します。

- ① 防災関係機関やラジオ・テレビ等から得た情報をまとめる
- ② 情報班長は、分かりやすい伝達文にして、口頭及びメモで伝達にあたる情報班員に伝える
- ③ 情報班員は、地区分担して拡声器などで伝達する（口頭だけでなくチラシや掲示板などにも掲示する）

- ※ 伝達は簡単な言葉を使いましょう。
- ※ 口頭だけでなく、メモ程度の文書を渡しましょう。
- ※ 情報を正確に伝達するため、受信者に内容を復唱させましょう。
- ※ デマや噂には数字がからむことが多いので、数字の伝達には特に注意しましょう。
- ※ 各世帯への情報伝達を正確かつ効率的に行うため、あらかじめ地区内の伝達経路を定めておきましょう。
- ※ 視聴覚等に障害のある方や日本語が不自由な外国人への情報伝達には十分に配慮しましょう。



(4) 避難訓練

災害発生時、避難場所や避難経路が周知されていれば、住民は素早く安全に避難することができます。避難が必要な人が逃げ遅れないようにするため避難訓練を実施しましょう。また、避難時の携行品や服装、誘導の方法等を確認し、担架、車いすなどを活用した避難行動要支援者の避難支援も実施します。

- ① 自主防災組織の会長の指示により住民に避難を伝達する
- ② 住民は火災発生防止の処置（ガスの元栓を閉める、ブレーカーを落とす）を行うとともに、安全な服装で当座の生活必需品を携行し、避難場所に集合する
- ③ 避難場所に到着したら迅速に人員の確認を行い、不明者がいる場合は手分けして安否を確認する

※ 事前に地区の避難所や経路、危険箇所を調べて把握しておきましょう。

※ 早めの避難を促しましょう。

※ 避難場所への避難のためのグループをつくり、徒歩で避難しましょう。

※ 要配慮者を中心にして、避難者がはぐれないよう避難しましょう。

※ 避難途中も、スマートフォン、携帯電話、ラジオなどから災害情報を入手しましょう。

※ 夜間訓練にも取り組んでみましょう。



■ 安否確認実施方法

訪問型	各世帯を個別訪問して安否を確認する方法	
掲出型	無事の場合には、タオル等の安否確認の目印を門戸に掲げて無事であることを示す方法	
報告型	無事の場合には、身近な集合場所に行って自ら無事であることを伝える方法	

(5) 救出・救護訓練

はしご、ロープ、バールなどの救出用資機材の使用方法や家屋の倒壊、落下物によるけが人の救護活動などについて学びましょう。

倒壊家屋からの救出・救助訓練

- ① 廃材やベニヤ等を利用して倒壊した建物等を作る
- ② 人形等を利用し、中に生存者がいることを示す
- ③ 救出にあたり、挟まれている人に声をかけ、安心感を与える
- ④ 木材やバールをテコにして（あるいはジャッキ等で）空間をつく
- ⑤ 隙間が崩れないように、角材などで補強し救出する
- ⑥ 救出者を安全な場所に搬送するために、身近な生活用品で応急担架をつくる

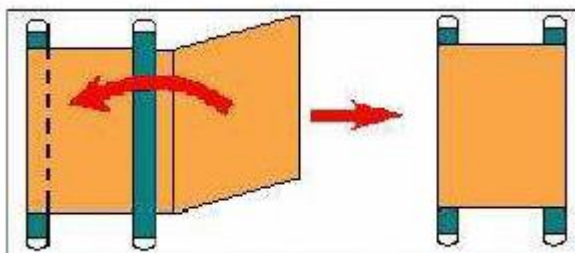
※ 参加者は、ヘルメットや釘を踏み抜かないような靴、軍手など服装に留意しましょう。

※ 廃材等が使われることが多いため、擦り傷などに備え救急箱を準備しましょう。

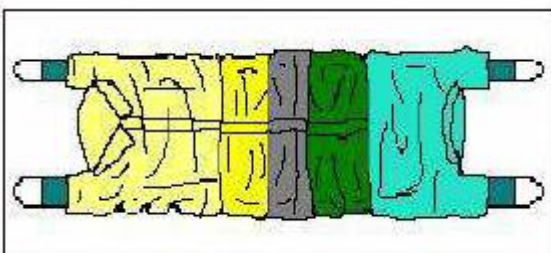
※ 訓練にあたっては、専門的な知識を有する方に指導を受けましょう。



＜毛布等を利用した応急担架＞



＜上着等を利用した応急担架＞



応急救護訓練

骨折や出血などの応急手当の方法や、心肺蘇生法、AEDの取り扱いなどについて、正しい知識を身に付けましょう。

消防職員にも参加してらい、指導を受けるようにしましょう。



(6) 避難所運営訓練

災害時の避難所運営は自主防災組織の重要な役割の一つです。

自主防災組織で、一時避難場所（地区の集会所など）を開設・運営する場合や指定避難所の生活が長期にわたる場合を想定し、適切なルールに基づいて、できるだけストレスが少なくなるよう事前に対策を講じ、運営方法について検討しておきましょう。

指定避難所の開設にあたっては、避難所駐在員として、市の職員2～3名が各避難所へ参集し、施設の開放、避難所受入れ準備を行なうこととなっていますが、多数の避難者が一斉に避難所に訪れた場合は、対応が困難になることが考えられるため、自主防災組織の活動が重要となってきます。

避難所運営訓練は、市で作成している「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所を運営していくために必要な知識を習得し訓練しましょう。

【手順】

1) 避難所の開設

市指定の避難場所は、市職員によって開設することとなっていますが、万が一の場合には、住民自らが避難所を開設することもあります。必要があります。

2) 避難所施設の点検

避難所に入る前には、被害箇所や余震等で危険が及ぶ可能性がある箇所を点検する必要があります。

3) 避難者名簿の作成

避難者については、その地区を把握している町内会や自主防災組織が市職員と連携して、避難状況を把握し、名簿の作成に協力します。

4) 避難所の使い方

避難所内を共有部分と居住部分に分けます。高齢者世帯や乳幼児がいる世帯には、トイレ付近に割り当てを行なうなどの配慮も必要です。

5) 避難所生活ルールを作成

多くの住民が、厳しい避難所環境の中で、より快適な共同生活をおくるためには、最小限の生活ルールを定め、避難者全員で守ることが必要です。

- ・生活時間（起床、消灯、食事、清掃など）
- ・生活の基本（貴重品管理、土足厳禁、飲酒、コンセント使用など）
- ・制限区域を設ける（喫煙、携帯電話の使用、ペット管理など）
- ・衛生面（トイレの管理、ゴミ処理当番など）

(7) 給食・給水訓練（炊き出し訓練）

災害時は、ライフラインがマヒし、流通機能が混乱するため、食料や飲料水などの入手が困難になります。

一般的に、災害が発生してから救援物資が届くまで3日程度かかるとされており、それまでの間は自力で対処しなければなりません。

調理器具や資材の扱い方、食料の配給方法を習得しましょう。

- ① 釜や大鍋などを使用して、おにぎりやカレーライス、豚汁などの炊き出しを行う
- ② 非常食の特徴や食べ方を知るため、実際に調理し食べてみましょう
- ③ 事前に給水車による給水拠点を決め、給水方法を訓練しておきます

※ 発災後の衛生状況の悪い中で大勢の人に配給することを考え、手や調理器具の消毒・洗浄はしっかり行いましょう。

※ 家庭での調理とは勝手が違うので、燃料の確保、水加減、火加減などの習得が必要です。ガスなどの燃料や大型の調理器具の扱いは慣れないと大きな事故にもつながりかねませんので、何度も練習しておきましょう。



(8) 災害図上訓練 [DIG (ディグ)]

D I Gとは、災害想像力ゲーム (Disaster Imagination Game) の頭文字から命名されたもので、参加者が大きな地図 (防災マップ) を囲み、議論を交わしながら災害時に想定される危険等を地図に書き込んでいく訓練です。

【用意するもの】

地域の地図 (住宅・都市計画等)、ハザードマップ、透明シート、油性ペン、ベンジン (除光液等)、ティッシュ、付箋、セロテープ、布テープ、はさみ、ラベルシール

① グループ分け (5分)

1グループ10人程度で、参加者全員が議論に参加できるようにする。リーダーと記録係を決める。

② 雰囲気づくり (10分)

自己紹介などにより、参加者が意見を出しやすい雰囲気をつくる。

③ 参加者の立場の明確化と被害想定の説明 (15分)

参加者がどういう立場で、どのような災害 (地震・風水害) に立ち向かうのか、その役割を確認する。参加者の立場は、訓練のテーマに応じてあらかじめ設定しておいてもよい。

どのような被害が発生しているか被害想定を提示し、説明する。

④ 地図への書き込み (60分)

■ 防災に関する条件

- ・ 交通施設 (道路、線路等)、河川等の線状を色分けして塗りつぶす。
- ・ 市役所、学校、医療機関、消防署、公園 (避難場所) などの施設に、付箋に名称を書いて貼る。
- ・ 防災マップや過去の災害経験から危険な箇所に、付箋に内容を書いて貼る。

■ 被害状況

- ・ ③の被害想定により当然考えられる被害状況を、付箋に書いて貼る。
- ※ 地図への書き込みは全員で行いましょう。



⑤ 対策を考える (20分)

出来上がった地図から予測される災害に対し、どのような対策をとれるのかを考え、付箋に書き込んでいく。ある程度まとまったら、グループ内で意見交換を行う。

⑥ 成果発表 (10分)

グループごとに話し合った内容について発表する。様々な考え方を共有することで、参加者の考えがより深まる。

5. 協働による自主防災組織の活性化

自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守ることを目的に自主的に結成された組織です。大規模な災害が発生すると被害は広範囲に及ぶので、一地域の自主防災組織だけで対応するのは限界があります。

いざというときに一体となって防災活動を行うことができるよう、地域の行政機関や他の自主防災組織等との連携を密にしておきましょう。

① 消防団と

日頃から火災予防や初期消火活動を行っている消防団は、災害時には自主防災組織にとって大変重要な存在となります。消火訓練はもとより救出・救助や避難場所での活動など各種訓練においても、消防団と密接な連携をとるようにしましょう。

② 学校と

市内の学校はすべて指定避難所となっており、学校の教職員も避難所の運営に関わることになると考えられます。実際に避難した際に混乱しないように、他の自主防災組織も交えて学校との間で、避難所の設置や運営について話し合っておきましょう。

③ 他の自主防災組織と

災害時には、他の自主防災組織と避難所が一緒になる場合があります。組織同士で日頃からコミュニケーションをとり、災害時に協力して混乱が起らないようにすることが重要です。定期的に会合や訓練を実施し、共通認識が持てるように心がけましょう。

④ 地域の事業所と

事業所が保有する資機材の提供や従業員による救出・救助活動、避難施設としての施設開放への協力などの応援を得られれば非常に役立つ存在となります。防災訓練への参加の呼びかけや事業所が実施する訓練に協力するなど、日頃から密接な連携をとるようにしましょう。

⑤ その他の人材・団体と

地区内には、防災士、民生委員、福祉団体など防災活動に携わることが可能な人材や団体などが存在します。炊き出し訓練への協力や要配慮者への支援等について、協力体制を整えておきましょう。

6. 事故防止にあたっての留意事項

訓練中の事故を防ぐため、次の点に注意します。

- ① 危険を伴う訓練は、必ず専門家の指導を受ける
- ② 訓練で使用する資機材の操作方法や危険性について、事前に十分な説明をする
- ③ 服装は訓練に適した物を着用する
- ④ 天候不良等、訓練を実施することが危険と思われる場合は中止する
- ⑤ 訓練中に事故が発生した場合は、適切な処置をする

7. 補助金制度

市の認定を受けた自主防災組織が防災訓練や啓発活動を行う場合、補助金を交付します。 ※ 補助金申請手続きの流れ（別紙1）

＜補助基準額(上限 50,000 円)＞

①100 円×世帯数+10,000 円の合計額

②訓練事業に費やした合計額

①または②のいずれか低い額の 8 割を補助し、残りは自主防災組織で負担

※ 補助金の交付は、同一年度内に 1 回のみ

※ 飲食費(市販の弁当・おにぎり・店屋物・ペットボトル飲料)は補助金の対象となりません

8. 消防団防災学習車両・積載装備品等貸出

指定の様式にて申請いただければ、防災訓練等に防災学習車や機器等をお貸しいたします。なお、運転・操作は消防団員等が行います。

申請は使用日の6ヶ月～1ヶ月前までに、防災危機管理課でおこなってください。

【貸出リスト】

品 名	規 格	数 量	品 名	規 格	数 量
防災学習車	トヨタハイエース	台	救護マット	90×200	個
消火訓練機器	FIRE TRAINER M 型	式	救護毛布	難燃性	枚
天ぷら油火災実験装置	火災警報装置付	式	携帯拡声器	ER-1106S	個
煙体験ハウス	組立式スモークマシーン	式	プロジェクター	DVD 内蔵	式
AED トレーナーセット	簡易型模擬人体	式	ノートパソコン	NEC	台
訓練用水消火器※	はやわざくん YTS3	本	折り畳みテーブル	アルミ	台
消火訓練用標的※	反射看板・訓練用標識	個	発動発電機	900W	台
DVD ソフト※	火災予防啓発用	本	コードリール	SS30	個

※ 中央消防署でも貸出可能な備品（伊達地方消防組合ホームページ「申請・届出用紙」から「予防関係資機材借用申請書（別紙2）」により申請）

9. 防火防災訓練災害補償等共済制度

防災訓練中の事故によるケガ等を補償するため、伊達地方消防組合で共済に加入しています。（※ケガ等：死亡、後遺障害、入院、通院、休業）

この補償を受けるには訓練を行う前に届出が必要となりますので、伊達地方消防組合ホームページ「申請・届出用紙」から「消防訓練通報書（別紙3）」を印刷・記入し、「訓練計画書」を添付して最寄りの消防署へ提出してください。

＜補償の対象となる訓練＞

- ・市または消防機関が主催する防火防災訓練で、地域内の住民を対象としたもの。
- ・自主防災組織（女性防火クラブ等を含む）、民間防火組織、町内会等が主催する防火防災訓練で事前に消防機関へ訓練計画書を届け出たもの。

補助金申請手続きの流れ

自主防災組織資機材整備等事業補助金 申請手続きの流れ(精算払い版)

防災訓練を実施する前に提出するもの

- 伊達市自主防災組織資機材整備等事業補助金申請書
- 事業計画書
- カタログ等のコピーと見積書(資機材購入の際は必須)

提出後に『補助金交付決定通知書』が送付されますので、大切に保管してください。

必ず『補助金交付決定通知』を受けてから
防災訓練を実施してください。

防災訓練の準備・実施

(報告用の写真や領収書等の保管を忘れずに!!)

防災訓練を実施した後に提出するもの

- 補助事業等実績報告書
- 実績報告書内訳
- 補助事業の領収書と明細書の写し
- 事業の実績が確認できる写真
- 補助事業交付請求書
- 通帳の写し

検査後、振り込み日に関する通知が送付されます。記載された日付に振り込みがされているかご確認ください。

※ 申請前の購入等に対する補助金は交付されませんので、十分な計画をお願いします。

第1号様式

予防関係資機材借用申請書

年 月 日

伊達地方消防組合
中央消防署長 様

住所

団体名

代表者氏名

印

電話番号

予防関係資機材貸出要領に基づき、下記の物品を借用したいので申請します。

借用期間	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで	
借用資機材	☐ 水消火器 本 ☐ 水消火器用的 基 ☐ 火災予防啓発用DVD等 本 () ☐ その他 () () ()	
使用場所		
受講対象		
受講予定人員数		
※受付欄		※処理経過欄
		貸出担当者氏名
		貸出日
		返却担当者氏名
		返却日
返却時確認事項		
☐ 機器の確認 (異常 あり・なし)		

備考 1 必要事項を記入して提出してください。

2 ※印の欄は記入しないでください。

様式第2号（第5条関係）

消 防 訓 練 通 報 書

				年 月 日
伊達地方消防組合				
通報者				
住所				
氏名				
電話				
下記のとおり、（ 防火管理 ・ 防災管理 ） に係る消防計画に基づき消防訓練を実施するので、通報します。				
記				
防火（防災管理）対象物	名 称	（事業所名： ）		
	所 在 地	電 話		
	令 別 表 第 一 区 分		収 容 人 員	
	防火（防災）管理者名			
実 施 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで			
参 加 人 員				
訓 練 種 別	☐ 消火訓練 ☐ 通報訓練 ☐ 避難訓練 ☐ 防災管理に係る避難訓練 ☐ その他（ ）			
訓 練 概 要				
※受 付 欄		※経 過 欄		

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 訓練計画書がある場合は、添付すること。

3 訓練種別の欄には、実施する種別に✓を記入すること。※印の欄は、記入しないこと。

4 ※印の欄は、記入しないこと。